

公告

県営北城南部地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営北城南部地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営北城南部地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年7月28日までに白馬村農業委員会に申し出てください。

令和7年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 県営北城南部地区土地改良事業変更計画の概要

2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

北城南部地区 土地改良事業変更計画概要書

第1章 目的

本地区は、白馬村中央部の標高約 700m の高地に位置する。地域の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、この大断層地帯に北アルプス連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成されている。

現在までに基盤整備などの事業が一切導入されていない地区であるため、農地は 6a 程度と狭小であり、機械化、農地の汎用化の障害となっている。本地区は担い手への農地集積率は 69% であるが、非効率のために耕作を見合わせている農地がある。そのため、耕作放棄地化が進みつつある状況である。また、長野冬季オリンピック開催に伴い、村道 0105 線・通称オリンピック道路が整備されたことにより、宅地の開発も進んでいる。

当該地区の西方には雄大な北アルプス連峰がそびえており、農地と山岳が一体となった美観を荒廃化や開発化の波から守っていくことが急務となっている。

本事業により、水田の汎用化・区画拡大を行い、耕作者の高齢化や後継者不足により遊休化の恐れのある農地を担い手に集積、集約化し生産効率を高めるとともに水稻を中心とした栽培を進めながら消費者ニーズに対応した高収益作物の導入により農業競争力の強化を図ることを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

長野県北安曇郡白馬村の区域

2 気象

内陸性気候に属し、年平均気温は 9.5℃ で、気温の日較差や年較差が大きい。年間降水量は 2,037mm で、特別豪雪地帯に指定され冬期間の降雪が多いのが特徴である。

3 土地状況

受益地は、白馬山麓の扇状地に広がる標高 741m から 708m の水田地帯で、東西に 1/25 から 1/35 の傾斜を成している。

土壌は、高松統に分類され、主に壤土で構成されている。

4 水利状況

本地区の用水は、一級河川平川の平川頭首工より取水を行い左岸用水路及び左岸上段用水路から分水し地区内水路を経て水田に用水を供給しているが、地区内の整備ができていないため、漏水や水量の変動等による溢水が発生しており、水管理及び維持管理に多大な労力を費やしている。

5 営農状況

水稻を中心に営農しているが、農家の高齢化等により作業委託等が行われているものの、農地が狭小であることや、農道が未整備のままであることと用排水路が土側溝の部分もあるため作業効率が悪い状況である。そのため、担い手も手を出したがない農地もあるため、そのまま耕作放棄地化が進みつつある状況である。

6 地域環境の概況

本地区は、北アルプス後立山連峰の山麓に位置し、3,000m級の高山が目の前に迫り急峻な山岳美をみせる地形と、裏日本型気候と表日本型気候の接点であり、国の天然記念物に指定されている白馬連山高山植物帯を始めとする貴重な動植物が数多く生育・生息する自然の宝庫である。

白馬特有の高山植物だけでも20種近くに及び学術上の希少種も多くみられ、さらに八方尾根高山植物帯、親海湿原、姫川源流などの植物の宝庫もあり、ギフチョウ・ヒメギフチョウの混在地としても有名である。この他にもハッチョウトンボ、オオタカなどの猛禽類など、数多くの貴重な動植物、昆虫が成育・生息している。

第3章 変更の内容及び理由

1 変更内容

総事業費の増（10%以上の増）

2 変更理由

- (1) 区画整理（整地工）において、従前の表土不足を補うため当初想定していた土取場から表土を搬入する予定であったが、石礫が多く表土に適さなかったため、遠方の土取場から表土を購入するよう変更したため。
- (2) 区画整理（整地工）の表土厚は田畑とも15cmの計画であったが、北城南部地区ほ場整備実行委員会（営農計画策定委員会）において導入作物の再検討が行われ、多種多様な高収益作物を栽培に取り組むため、畑の表土厚を10cm増とし25cmに変更したため。
- (3) 自然環境団体からの要請に基づき、希少動植物に配慮した施工とするため、動植物の生育状況調査を追加したため。
- (4) 担い手への農地集積が進み、用水管理の労力や費用が課題となっており労働生産性を向上させるため、自動給水栓を設置するため。

第4章 基本計画

1 事業計画

本地区は、法人を中心とした担い手への農地集積を進めているが、ほ場が未整備のため狭小で不整形な農地が多く、農道の幅員も狭いため、大型機械の導入が進まず、水路も未整備であり日常管理にも苦慮している。本事業により水田の汎用化・区画拡大を行い、耕作者の高齢化や後継者不足により遊休化の恐れのある農地を担い手に集積、集約化し生産効率を高めるとともに、水稻を中心とした栽培を進めながら消費者のニーズに対応した高収益作物の導入により農業競争力の強化を図る。

2 営農計画

本地区の営農計画は、水稻とそばを基幹とし、畑作物のキャベツ、ダイコンを取り入れた複合経営を計画している。

営農改善の方向としては、区画拡大と道路幅員の拡幅により、地域の担い手が保有する大型機械の活用を可能とすることで、生産コストの低減を図る。

事業完了後は、農地中間管理機構を活用し、約9割を担い手へ集積を行う。

3 用水計画

受益農地への農業用水は、一級河川平川の平川頭首工より取水を行い、左岸用水路及び左岸上段用水路から分水し、地区内水路を経て水田に用水が供給されており、計画用水系統は現況と同様である。

4 主要工事計画

事業名	工種	事業量	構造等
区画整理工	整地工	40.8ha	標準区画 30a (100m×30m)
	用水路工	(6,795) 7,062m	(BF250～700 型) BF300～800 型
	排水路工	(3,090) 3,033m	(BF250～700 型、CPP φ350～600mm) BF300～800 型、CPP φ350～400
	道路工	(5,368) 5,496m	W=4.0 (3.0) ～6.0 (5.0) m (AS 舗装) W=4.0 (3.0) m (砂利舗装)

5 環境との調和への配慮

事業の実施に当たっては、現在の環境を維持・保全していくことを基本とし、猛禽類の生息環境や田園地帯の農村景観について適切な保全対策を講じる。

受益地は、白馬村田園環境整備マスタープランにおいて「環境配慮区域」に位置付けられており、工事の実施による環境への影響を考慮し、下記事項を行う。

- ・既設にある石積畦畔を残しながら景観に配慮した農地整備を行う。
- ・盛土等は、現場発生土を利用し現状の生態系を極力維持する。
- ・配慮すべき動植物が確認された場合には、工事の際に事前採取しておき、復元する。

第5章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を図るにあたり、農用地の集団化に資するよう区画整理を行い、工事後の土地について、従前の権利の再編・整理を行うため、換地計画を樹立する。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地区	地積の基準
北城南部	土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。 ただし、上記の日から1カ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地の集団化の方法

区分 換地区	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の取扱い
北城南部	予定されている担い手農家に農地を集団化する	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定め、概ね団地以内を目標とする。	1～2	・移動畦畔とする。畦畔の配分の設定に当たり、短辺が10m以下となるような設定はしない。 ・小面積土地所有者等の取扱いについては、地区内の従前の土地の面積が400㎡に満たない小面積土地所有者等の土地は、その従前の土地に属するほ区内に長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割した特別区画又は従前の土地の位置若しくはその者の住居の位置に最も近い端田区を交付する。
	農用地利用集積促進集団化	育成すべき経営体への利用権の設定等利用集積が確実な農用地については、その経営体の経営農用地の隣接地に、できるだけ集団化する。	1～2	畦畔は育成すべき経営体の営農効率、経営規模等を考慮し、移動して定めるものとする。

(3) 非農用地の換地方針

区分 換地区	種 類	非農用地区域の位置の概略	面積	換地の手法	換地取得 予 定 者	その他
北城南部	雑種地等	従前の位置	2.3ha	特定用途用地	従前所有者	スミ切り

(4) 清算の方法

増価額比例地積精算方式

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

区分 用途	機能交換に係る土地				一般国 公有地	合 計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
道水路			3.7ha	3.7ha		3.7ha

4 換地処分の時期に関する特則

換地区については、区画変更の工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項において準拠する準用する同法第54条第2項ただし書きの規定に基づき、換地処分を行うことができる。

第6章 費用の概算

(940, 000)

総額 1, 450, 000 千円 (令和6年度単価)

第7章 効 用

上段 () 書きは、変更前

事業名	算定項目	年総効果額
区画整理	作物生産効果	(95) 4, 222千円
	営農経費節減効果	(51, 939) 76, 500千円
	維持管理費節減効果	(190) 174千円
	耕作放棄防止効果	(731) 643千円
	国産農産物安定供給効果	(420) 3, 451千円
合 計		(53, 375) 84, 990千円

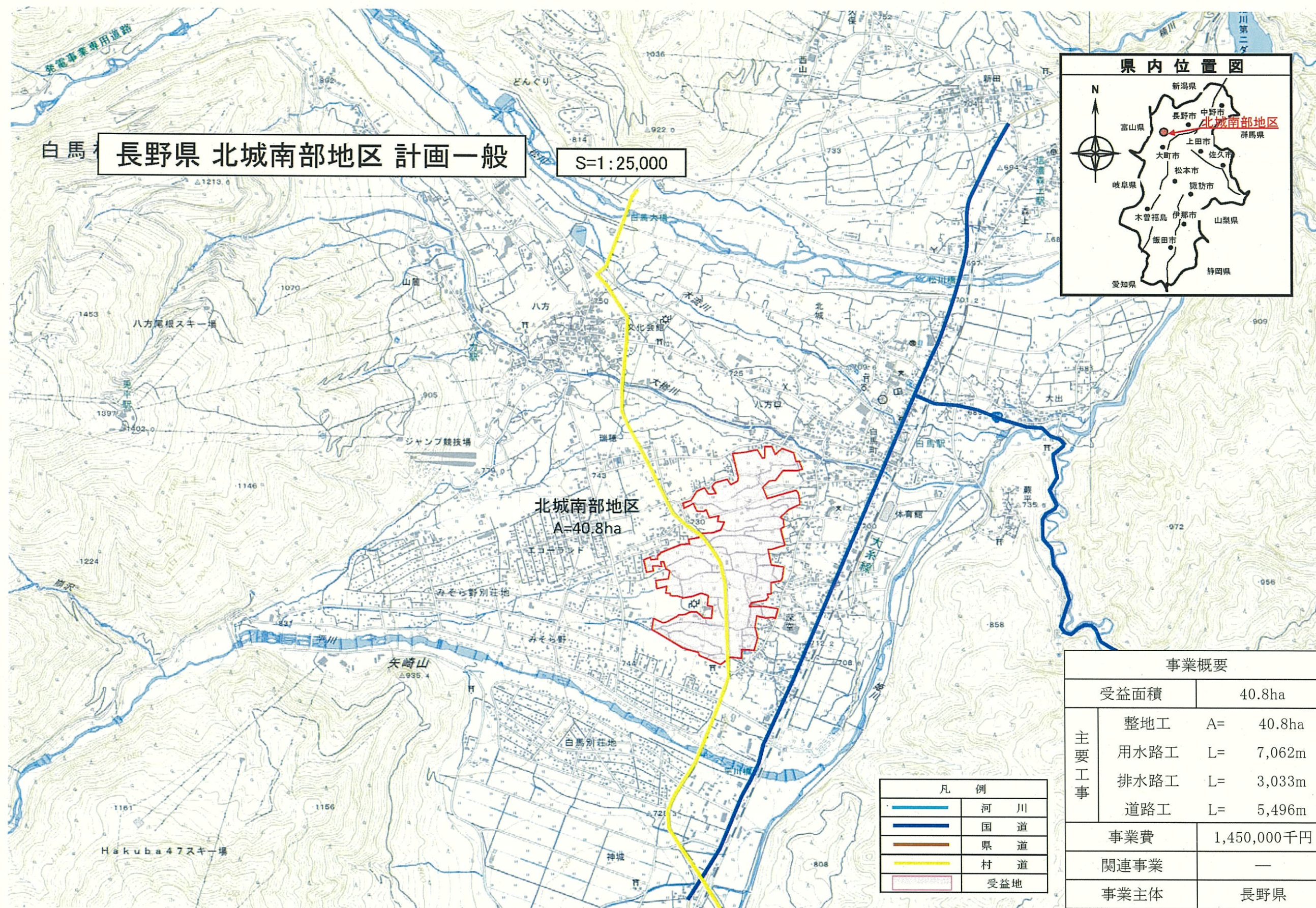
	(53, 375)
年総効果(便益)額	<u>84, 990千円</u>
	(930, 870)
総便益額	<u>1, 812, 015千円</u>
	(863, 107)
総費用	<u>1, 627, 924千円</u>
	(1. 07)
総費用総便益比	<u>1. 11</u>

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

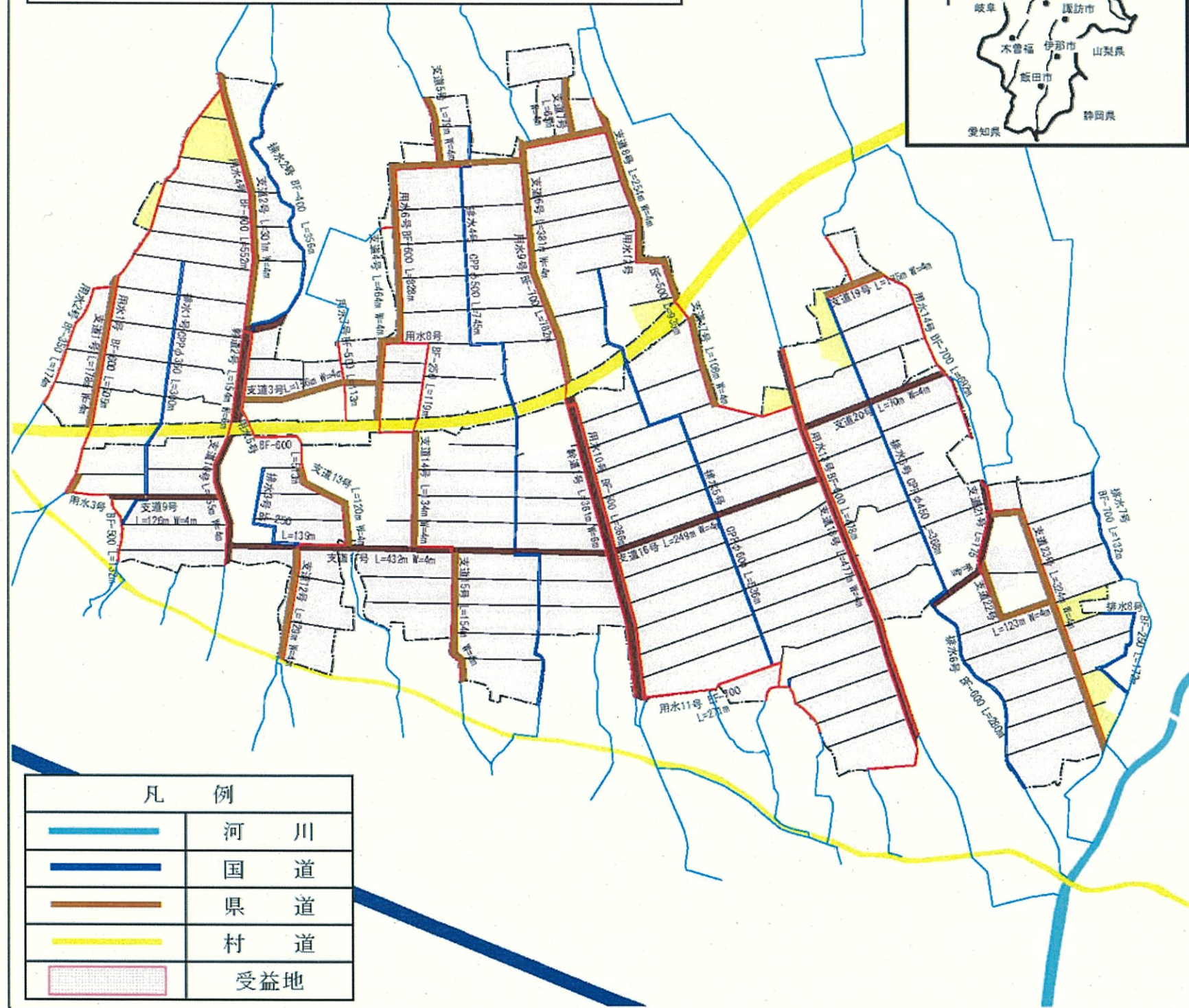
別添のとおり



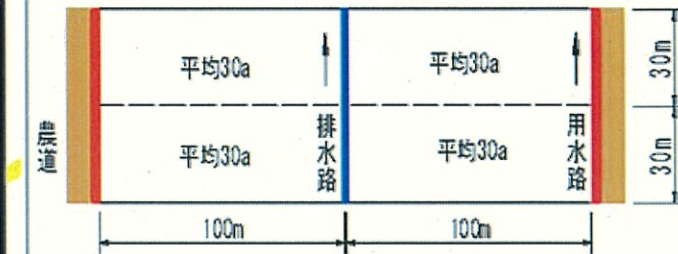
事業概要		
受益面積		40.8ha
主要工事	整地工	A= 40.8ha
	用水路工	L= 7,062m
	排水路工	L= 3,033m
	道路工	L= 5,496m
事業費		1,450,000千円
関連事業		—
事業主体		長野県

農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)

長野県 北城南部地区 計画概要図



標準区画分割図



※実施時に畦畔法勾配を自動草刈機に対応する検討を行う。

標準構造図

